

青高保第1136号
平成19年10月17日

介護支援専門員各位

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長
(公印省略)

介護支援専門員証の更新について

本県の介護保険行政については、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、平成20年3月1日から6月27日までに介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える方に、別添「介護支援専門員証更新の手引き～平成19年度版～」のとおり、更新手続きについてお知らせいたしますので、必要書類を青森県高齢福祉保険課介護保険グループまで提出してください。

【別添】

- 1 介護支援専門員証更新の手引き～平成19年度版～
- 2 介護支援専門員証有効期間更新交付申請書(第7号様式)
- 3 介護支援専門員証有効期間更新交付申請書(第7号様式) **記入例**
- 4 介護支援専門員証の有効期間の更新申請に必要な研修の受講歴の具体的な記入例(別紙)
- 5 介護支援専門員証紛失届(別紙1)
…更新する、更新しないに関わらず、介護支援専門員登録証明書(携帯用を含む)又は介護支援専門員証の原本を紛失した場合に使用します。
- 6 介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式の2)
…更新する、更新しないに関わらず、氏名又は住所の登録事項を変更する場合に使用します。
- 7 介護支援専門員証返納書(第9号様式)
…更新しない方が、介護支援専門員証の有効期間満了日の翌日以降に現在お持ちの介護支援専門員登録証明書(携帯用を含む)又は介護支援専門員証の原本を県に返納する際に使用します。
- 8 平成20年度介護支援専門員再研修受講希望届(別紙2)
…更新しない方が、平成20年度に介護支援専門員再研修(44時間)の受講を希望する場合に使用します。

【担当】 介護保険グループ 野田

TEL 017-734-9298

FAX 017-734-8090

E-mail chiyuki_noda@pref.aomori.lg.jp

介護支援専門員証更新の手引き ～平成19年度版～

介護保険法第69条の8第1項に規定する介護支援専門員証の有効期間の更新手続きについてお知らせします。

■今回、更新する皆様へ

1 提出が必要な書類

次の書類を青森県高齢福祉保険課介護保険グループまで提出してください。

- (1) 介護支援専門員証有効期間更新交付申請書(第7号様式)～記入例を参考にしてください。
- (2) 青森県収入証紙(450円分)～申請書に貼付してください。
- (3) 写真2枚(縦3.0cm×横2.4cm)～1枚は申請書に貼付してください。
- (4) 所定の研修の修了証明書の写し

■実務経験者

- ① 実務経験者向けの更新研修(53時間)
- ② 専門研修課程Ⅰ(33時間)(※)及び専門研修課程Ⅱ(20時間)

※平成15年度から平成17年度まで青森県が実施した現任研修基礎課程Ⅰ又は現任研修基礎課程Ⅱの修了により専門研修課程Ⅰの修了と見なされた場合は、その修了証明書の写しの提出は必要ありません。青森県以外が実施した現任研修基礎課程Ⅰ又は現任研修基礎課程Ⅱを修了した場合は、その修了証明書の写しを提出してください。

これらの修了証明書の写しを、平成18年度から青森県が実施している主任介護支援専門員研修の受講申込みの際に既に提出された方は、改めて提出する必要はありません。

■実務未経験者

実務未経験者向け更新研修(44時間)の修了証明書の写し

- (5) 介護支援専門員登録証明書(携帯用を含む)又は介護支援専門員証の原本
～必ずご自身の控えとしてコピーをとり、更新後の介護支援専門員証がお手元に届くまで、その控えを大切に保管してください。なお、紛失等によりこれらの証明書等がない場合は、「介護支援専門員証紛失届(別紙1)」及び実務研修修了証明書の写しを提出してください。

2 提出方法及び提出期限

■実務経験者

提出書類一式を有効期間満了日の1ヶ月前までに青森県高齢福祉保険課介護保険グループまで郵送してください。

■実務未経験者

提出書類一式を平成20年1月～3月に社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する

実務未経験者向けの更新研修(44時間)の修了後1週間以内に青森県高齢福祉保険課介護保険グループまで郵送してください。

また、県に登録の氏名又は住所を変更された方は、「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式の2)」に、氏名変更の場合は戸籍抄本等の写しを添付し、住所変更の場合は住民票の写しを添付し、上記「1(1)～(5)」の提出書類と共に提出してください。なお、現時点から平成20年3月までに氏名又は住所を変更することが確実な方は、変更後に提出してください。その際も、「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式の2)」に、氏名変更の場合は戸籍抄本等の写しを添付し、住所変更の場合は住民票の写しを添付し、上記「1(1)～(5)」の提出書類と共に提出してください。

【提出先】 〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県高齢福祉保険課 介護保険グループ (県庁北棟6階)
※封筒表面に「介護支援専門員証更新申請書在中」と朱書きしてください。

3 更新後の介護支援専門員証の交付について

更新後の介護支援専門員証は、申請書類一式受付後4週間を目処にご自宅に郵送する予定ですが、直接取りに来られたい方や職場への送付を希望される方は連絡してください。なお、更新後の介護支援専門員証の有効期間は、更新後の介護支援専門員証の交付年月日から現在の有効期間満了日の5年後の年月日となります。

例). 現在の有効期間満了日が平成20年4月1日の場合の更新後の有効期間
→更新後の介護支援専門員証の交付年月日から平成25年4月1日まで

■今回、更新をしない皆様へ

(所定の研修を修了せずに介護支援専門員証の有効期間が満了となる皆様)

有効期間満了日の翌日以降は、現在お持ちの介護支援専門員登録証明書(介護支援専門員証)は失効しますので、失効後速やかに「介護支援専門員証返納書(第9号様式)」に介護支援専門員登録証明書(携帯用を含む)又は介護支援専門員証の原本を添付し、青森県高齢福祉保険課介護保険グループまで郵送してください。なお、紛失等によりこれらの証明書等がない場合は、「介護支援専門員証紛失届(別紙1)」及び実務研修修了証明書の写しを郵送してください。

【提出先】 〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県高齢福祉保険課 介護保険グループ (県庁北棟6階)
※介護支援専門員証返納書を提出する場合、封筒表面に「介護支援専門員証返納書在中」と朱書きしてください。
※介護支援専門員証紛失届を提出する場合、封筒表面に「介護支援専門員証紛失届在中」と朱書きしてください。

また、県に登録の氏名又は住所を変更された方、あるいは今後変更される予定の方は、「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式の2)」に、氏名変更の場合は戸籍抄本等の写しを添付し、住所変更の場合は住民票の写しを添付し、青森県高齢福祉保険課介護保険グループまで提出してください。有効期間満了後でも介護支援専門員の登録は継続しますので、氏名や住所に変更が生じた際は、必ず県に届け出てください。

更新をしない場合、介護支援専門員の登録は継続しますが、平成20年度から青森県が実施する再研修(44時間)を修了し、新たな介護支援専門員証の交付を受けるまで、介護支援専門員として実務につくことはできません。有効期間満了後、新たな介護支援専門員証の交付を受けずに、介護支援専門員として実務についた場合は、登録が削除されます。

現任の介護支援専門員の方等で、平成20年度の再研修(44時間)の受講を特に必要とされる方は、「平成20年度介護支援専門員再研修受講希望届(別紙2)」を平成19年12月28日(金)までに青森県高齢福祉保険課介護保険グループにFAXしてください。

- 「介護支援専門員証有効期間更新交付申請書(第7号様式)」
 - 「介護支援専門員証紛失届(別紙1)」
 - 「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式の2)」
 - 「介護介護支援専門員証返納書(第9号様式)」
 - 「平成20年度介護支援専門員再研修受講希望届(別紙2)」
- これらの様式は、青森県高齢福祉保険課ホームページでダウンロードできます。
<http://www.pref.aomori.lg.jp/kouureifukushi/>

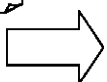
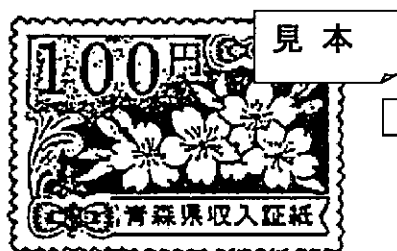
介護支援専門員証の更新に関する問合せ先
青森県高齢福祉保険課介護保険グループ
TEL017-734-9298 FAX017-734-8090

【参考】

青森県収入証紙について

青森県収入証紙は、証紙売りさばき人から購入してください。

なお、証紙売りさばき人については、青森県ホームページ内の「出納局のホームページ」(http://www.pref.aomori.lg.jp/suitou/f_ken_shoshi/ken_shoshi.htm)において確認できます。



左記の見本(100円)の種類は他に、200円、300円、500円等あります。



収入印紙は青森県収入証紙ではありません。収入印紙を貼付した場合、申請書は受理できませんのでお気をつけください

第7号様式

青森県収入証紙貼付欄
(450円分)

写真貼付欄

(3.0×2.4cm)

平成 年 月 日

介護支援専門員証有効期間更新交付申請書

青森県知事 殿

〒 ー
申請者 住所

氏名 印

介護保険法第69条の8第1項に規定する介護支援専門員証の有効期間の更新について、介護保険法施行規則第113条の26第1項の規程に基づき、下記により介護支援専門員証の交付を申請します。

登録番号								※ 8桁の番号を記載すること
フリガナ						生年 月日	(西暦) 年 月 日	
氏名								
フリガナ	〒 ー							
住所								
電話番号	() ー 自宅・勤務先・その他()							
有効期間 満了年月日	(西暦) 年 月 日			登録年月日		(西暦) 年 月 日		
介護支援専門員証の有効期間の更新申請に必要な研修について (受講歴を下記に記載してください。)								
研修の名称		修了年度		修了年月日		修了証明書番号		
		平成 年度	平成 年 月 日		第 号			
		平成 年度	平成 年 月 日		第 号			

(注) 1 再研修を修了後に介護支援専門員証の交付申請をする場合は、「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」による申請となります。

2 添付書類

- (1) 青森県収入証紙(450円分)
- (2) 写真2枚

交付申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの大きさのものし、裏面に氏名、生年月日を記載すること(うち1枚は本様式の写真貼付欄に貼付けすること)

- (3) 介護保険法第69条の8第2項に規定する研修又は同項ただし書きの規定により知事が指定する研修の修了証明書の写し
- (4) 介護支援専門員登録証明書(携帯用含む)又は介護支援専門員証の原本

青森県収入証紙貼付欄
(450円分)

写真貼付欄
(3.0×2.4cm)

平成 **19**年 **11**月 **1**日

介護支援専門員証有効期間更新交付申請書

青森県知事 殿

〒**030-8570**

申請者 住所 **青森市長島1-1-1 ケアマネ荘A-101**

氏名 **青森 太郎** (印)

介護保険法第69条の8第1項に規定する介護支援専門員証の有効期間の更新について、介護保険法施行規則第113条の26第1項の規程に基づき、下記により介護支援専門員証の交付を申請します。

登録番号	0 2 0 0 9 9 9 9	※ 8桁の番号を記載すること	
フリガナ	アオモリ タロウ	生年	(西暦)
氏名	青森 太郎	月日	1969年 1月 1日
フリガナ	アオモリシナガシマ1-1-1 ケアマネソウA-101		
住所	〒 030-8570 青森市長島1-1-1 ケアマネ荘A-101		
電話番号	(017) 722-1111 (自宅) 勤務先・その他 (青森県で最初の登録をされた方の登録年月日は2000年4月1日です。
有効期間	(西暦)	登録年月日	(西暦)
満了年月日	2008年 4月 1日		2000年 4月 1日
介護支援専門員証の有効期間の更新申請に必要な研修について (受講歴を下記に記載してください。)			
研修の名称	修了年度	修了年月日	修了証明書番号
青森県で最初の登録をされた方の有効期間満了年月日は2008年4月1日です。	平成 年度	平成 年 月 日	第 号
	平成 年度	平成 年 月 日	第 号

(注) 1 再研修を修了後に介護支援専門員証の交付申請をする場合は、「介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)」による申請となります。

2 添付書類

- (1) 青森県収入証紙(450円分)
- (2) 写真2枚

具体的な記入例は、別紙をご覧ください。

交付申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの大きさのものし、裏面に氏名、生年月日を記載すること(うち1枚は本様式の写真貼付欄に貼付けすること)

(3) 介護保険法第69条の8第2項に規定する研修又は同項ただし書きの規定により知事が指定する研修の修了証明書の写し

(4) 介護支援専門員登録証明書(携帯用含む)又は介護支援専門員証の原本

【介護支援専門員証の有効期間の更新申請に必要な研修の受講歴の具体的な記入例】

1. 平成19年度に実施された実務経験者向けの更新研修(53時間)を修了した場合

介護支援専門員証の有効期間の更新申請に必要な研修について (受講歴を下記に記載してください。)			
研修の名称	修了年度	修了年月日	修了証明書番号
平成19年度青森県介護支援専門員更新研修	平成19年度	平成19年 8月 28日	第更新青07-〇号
	平成 年度	平成 年 月 日	第 号

注1) 修了証明書の写しを添付してください。ただし、平成18年度から青森県が実施している主任介護支援専門員研修の受講申込みの際に既に提出された方は、改めて提出する必要はありません。

注2) 修了証明書番号は、八戸会場で受講した場合は「第更新八07-〇号」、弘前会場で受講した場合は「第更新弘07-〇号」となります。

2. 平成19年度に実施された実務未経験者向けの更新研修(44時間)を修了した場合

介護支援専門員証の有効期間の更新申請に必要な研修について (受講歴を下記に記載してください。)			
研修の名称	修了年度	修了年月日	修了証明書番号
平成19年度青森県介護支援専門員更新研修	平成19年度	平成20年 3月 〇日	第 〇〇〇〇 号
	平成 年度	平成 年 月 日	第 号

注) 修了証明書の写しを添付してください。

3. 平成18年度から平成19年度に実施された専門研修課程Ⅰ(33時間)及び専門研修課程Ⅱ(20時間)を修了した場合

介護支援専門員証の有効期間の更新申請に必要な研修について (受講歴を下記に記載してください。)			
研修の名称	修了年度	修了年月日	修了証明書番号
平成18(又は19)年度青森県介護支援専門員専門研修課程Ⅰ	平成18年度	平成18年 11月 2日	第専Ⅰ青06-〇号
	又は 平成19年度	又は 平成19年 7月 20日	又は 第専Ⅰ青07-〇号
平成18(又は19)年度青森県介護支援専門員専門研修課程Ⅱ	平成18年度	平成18年 11月 13日	第専Ⅱ青06-〇号
	又は 平成19年度	又は 平成19年 8月 28日	又は 第専Ⅱ青07-〇号

注1) 修了証明書の写しを添付してください。ただし、平成18年度から青森県が実施している主任介護支援専門員研修の受講申込みの際に既に提出された方は、改めて提出する必要はありません。

注2) 修了証明書番号は、八戸会場で受講した場合は「第専Ⅰ八06(07)-〇号」又は「専Ⅱ八06(07)-〇」、弘前会場で受講した場合は「第専Ⅰ弘06(07)-〇号」又は「専Ⅱ弘06(07)-〇」となります。

4. 平成15年度から平成17年度まで青森県が実施した現任研修基礎課程Ⅰ及び平成18年度から平成19年度に実施された専門研修課程Ⅱ(20時間)を修了した場合

介護支援専門員証の有効期間の更新申請に必要な研修について(受講歴を下記に記載してください。)

研修の名称	修了年度	修了年月日	修了証明書番号
平成15(又は16、17)年度青森県介護支援専門員現任研修基礎課程Ⅰ	平成15年度	平成15年 11月 28日	第基Ⅰ-〇号
	又は	又は	又は
	平成16年度	平成16年 10月 22日	第基Ⅰ-16-〇号
平成18(又は19)年度青森県介護支援専門員専門研修課程Ⅱ	又は	又は	又は
	平成17年度	平成17年 10月 14日	第基Ⅰ-17-〇号
	平成18年度	平成18年 11月 13日	第専Ⅱ青06-〇号
平成19年度	又は	又は	又は
	平成19年度	平成19年 8月 28日	第専Ⅱ青07-〇号

注1) 現任研修基礎課程Ⅰについては、青森県以外で修了した場合を除き修了証明書の写しの提出は必要ありませんが、平成18年度から平成19年度に実施された専門研修課程Ⅱ(20時間)の修了証明書の写しは添付してください。ただし、平成18年度から青森県が実施している主任介護支援専門員研修の受講申込みの際に既に提出された方は、改めて提出する必要はありません。

注2) 専門研修課程Ⅱの修了証明書番号は、八戸会場で受講した場合は「専Ⅱ八06(07)-〇」、弘前会場で受講した場合は「専Ⅱ弘06(07)-〇」となります。

5. 平成15年度から平成17年度まで青森県が実施した現任研修基礎課程Ⅱ及び平成18年度から平成19年度に実施された専門研修課程Ⅱ(20時間)を修了した場合

介護支援専門員証の有効期間の更新申請に必要な研修について(受講歴を下記に記載してください。)

研修の名称	修了年度	修了年月日	修了証明書番号
平成15(又は16、17)年度青森県介護支援専門員現任研修基礎課程Ⅱ	平成15年度	平成15年 11月 21日	第基Ⅱ-〇号
	又は	又は	又は
	平成16年度	平成16年 10月 26日	第基Ⅱ(居)-16-〇号
平成18(又は19)年度青森県介護支援専門員専門研修課程Ⅱ	又は	又は	又は
	平成17年度	平成17年 10月 25日	第基Ⅱ(施)-16-〇号
	平成18年度	平成18年 11月 13日	第基Ⅱ-17-〇号
平成19年度	又は	又は	又は
	平成19年度	平成19年 8月 28日	第専Ⅱ青06-〇号
平成19年度	又は	又は	又は
	平成19年度	平成19年 8月 28日	第専Ⅱ青07-〇号

注1) 現任研修基礎課程Ⅱについては、青森県以外で修了した場合を除き修了証明書の写しの提出は必要ありませんが、平成18年度から平成19年度に実施された専門研修課程Ⅱ(20時間)の修了証明書の写しは添付してください。ただし、平成18年度から青森県が実施している主任介護支援専門員研修の受講申込みの際に既に提出された方は、改めて提出する必要はありません。

注2) 専門研修課程Ⅱの修了証明書番号は、八戸会場で受講した場合は「専Ⅱ八06(07)-〇」、弘前会場で受講した場合は「専Ⅱ弘06(07)-〇」となります。

(別紙1)

平成 年 月 日

介護支援専門員証紛失届

青森県知事 殿

届出者 住所
氏名



下記により、介護支援専門員証（登録証明書）を紛失したことを届け出ます。紛失した書類を発見した場合は、速やかに返納します。

登録番号									※ 8桁の番号を記載すること
フリガナ								生年 月日	(西暦) 年 月 日
氏名									
フリガナ									
住所	〒 ー								
電話番号	() ー 自宅・勤務先・その他()								
紛失した書類	該当する証書を○で囲むこと 1 介護支援専門員登録証明書 2 介護支援専門員登録証明書（携帯用） 3 介護支援専門員証								

(注) 添付書類
介護支援専門員実務研修修了証明書の写し

介護支援専門員登録事項変更届出書

青森県知事 殿

届出者 住所 〒 -

氏名 印

介護保険法第69条の4及び介護保険法施行規則第113の12の規定により、介護支援専門員の登録の変更を届出します。

登録番号										※ 8桁の番号を記載すること
変更前	氏名									
	住所	〒 -								
変更後	フリガナ									
	氏名									
	フリガナ									
	住所	〒 -								
	電話番号	()	-	自宅・勤務先・その他 ()						

(注) 1 平成18年3月31日までに「介護支援専門員登録証明書」の交付を受けており、「介護支援専門員証」の交付を受けたとみなされる者が、当該介護支援専門員登録証明書が作成された日に応ずる日までの有効期間中、氏名及び住所の変更を届け出る場合に使用すること。

当該様式を用いた場合は、介護支援専門員証の書換え交付は行われません。

2 添付書類等

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (※氏名に変更があった場合)
- (2) 住民票 (※住所に変更があった場合)

平成 年 月 日

介護支援専門員証返納書

青森県知事 殿

〒 ー
 申請者 住所
 氏名 ㊟

介護保険法第69条の7第6項又は介護保険法施行規則第113条の25第4項の規定により、介護支援専門員証を返納します。

登録番号									※ 8桁の番号を記載すること
フリガナ								生年 月日	(西暦) 年 月 日
氏名									
フリガナ									
住所	〒 ー								
電話番号	()	ー	自宅・勤務先・その他()						
返納する理由	該当する理由を○で囲むこと 1 介護支援専門員の登録が削除された 2 紛失により介護支援専門員証の再交付を受けたが、紛失した介護支援専門員証を発見した ㊟ 3 その他 (介護支援専門員証(登録証明書)が有効期間満了により失効した)								

(注) 添付書類
 介護支援専門員登録証明書(携帯用含む)または介護支援専門員証

(別紙2)

青森県高齢福祉保険課 介護保険グループ 野田 宛

FAX 017-734-8090

(送信票不要)

平成20年度に青森県が実施する予定の介護支援専門員再研修の受講を希望する方は、下欄に必要事項を記入の上、平成19年12月28日(金)までにFAXしてください。

平成20年度介護支援専門員再研修受講希望届

氏名	
登録番号	
事業所名	(現任の介護支援専門員の方は記入してください。)
実施を希望する時期	(平成20年4月から平成21年3月までの間で希望する月を記入してください。)

注) 受講希望の照会であり、受講決定するものではありません。

また、本照会への提出がなかった場合であっても、研修の申込みを拒むものではありません。